

○武雄市人づくり・まちづくり事業補助金交付要綱

平成18年3月1日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市におけるまちづくりのリーダー的な役割を果たす人材を育成するとともに、まちづくりへの積極的な参画を促進し、もって魅力あるふるさとづくりを推進するため、武雄市人づくり・まちづくり事業(以下「事業」という。)を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、武雄市補助金等交付規則(平成18年規則第46号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この事業における補助金の交付対象となる事業は、次のとおりとする。ただし、武雄市立小中学生の対外行事出場費補助金交付要綱(平成18年教育委員会告示第3号)及び武雄市社会教育関係団体等の対外行事出場費補助金交付要綱(平成18年教育委員会告示第16号)において規定する事業を除く。

(1) 人づくり事業

ア 国内・国際交流活動事業

イ スポーツ・文化活動事業

(2) まちづくり事業

ア 伝統芸能伝承活動事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動事業

(財源)

第3条 この事業における財源は、武雄市ふるさと創生基金条例(平成18年条例第64号)に基づく、武雄市ふるさと創生基金をもって充てる。

(補助対象者)

第4条 この事業による補助金の交付を受けることができる補助対象者は、現に本市に住所を有する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助対象経費、補助額等)

第5条 この事業における補助対象経費、補助額等は、別表に定めるところとする。

(交付の申請)

第6条 この事業による補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、武雄市人づくり・まちづくり事業補助金交付申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、武雄市人づくり・まちづくり事業実績報告書(様式第2号)に関係書類等を添えて、事業完了の日から20日以内に市長に報告しなければならない。

(補助を受けた者の責務)

第8条 この事業により補助を受けた者は、本市の魅力あるふるさとづくり事業に積極的に参画するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、事業の適正な運用と円滑な推進を図るため必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前のふるさと創生運営協議会の設置及び管理に関する要綱(平成2年山内町訓令甲第1号)、北方町ふるさと創生国内・国際交流及び研修事業実施規程(平成3年北方町規程第1号)又はこの告示に相当する合併前の武雄市の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年告示第205号)

この告示は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成19年告示第62号)

この告示は、平成19年4月24日から施行し、この告示による改正後の武雄市ふるさと創生人づくり・まちづくり事業補助金交付要綱は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則(平成19年告示第94号)

この告示は、平成19年6月27日から施行する。

附 則(平成20年告示第129号)

この告示は、平成20年7月18日から施行し、改正後の武雄市人づくり・まちづくり事業補助金交付要綱の規定は、同日以後の申請に係る補助金から適用する。

別表(第5条関係)

区分	事業名	補助対象経費	補助額	限度額
人づくり事業	国内・国外交流活動事業	各種団体において推薦、指名等を受け、次に掲げる研修会等の参加に要する交通費及び宿泊費とする。 国内の場合において、交通費及び宿泊費は、実費又は武雄市職員等の旅費に関する条例(平成18年条例第46号)の規定により算出した額のいずれか少ない額を上限とする。 国外の場合において、交通費及び宿泊費の基準は、旅行社で定められた旅費とする。 ア 国、他の地方公共団体が主催、共催又は後援する研修等 イ 本市が共催又は後援する研修等 ウ 公共的団体が主催する研修等	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、他の関係団体、関係機関等から補助を受ける場合は、当該補助額を補助対象経費から差し引き算出した額とする。	【国内の場合】 補助対象者1人につき50,000円 ・同一の個人又は団体に対する交付回数は、年1回とする。 【国外の場合】 個人1人につき100,000円 ・同一の個人又は団体に対する交付回数は、年1回とする。
	スポーツ・文化活動事業	次に掲げる大会、コンクール等に県	補助対象経費の2分の1以内の額(義務	補助対象者1人につき50,000円

		予選会(推薦を含む。)等を経て、出場する際に要する交通費及び宿泊費とする。 この場合において、交通費及び宿泊費は、実費又は武雄市職員等の旅費に関する条例の規定により算出した額のいずれか少ない額を上限とする。 ア 国、他の地方公共団体が主催、共催又は後援する九州大会以上の運動競技会又は文化的コンクール イ 公共的団体又は各種スポーツ・文化団体等が主催する九州大会以上の運動競技会又は文化的コンクール	教育終了前の補助対象者については、補助対象経費の4分の3以内の額)で、1,000円未満の端数を切り捨てた額。ただし、他の関係団体、関係機関等から補助を受ける場合は、当該補助額を補助対象経費から差し引き算出した額とする。	補助対象者の数は次のとおりとする。 (1) 主催者が大会要項等で定めた登録者数 (2) 義務教育修了前の補助対象者(個人競技に限る。)1人につき随行者1人。ただし、当該競技が同一日程・会場で開催される場合においては当該日程・会場につき1人
まちづくり事業	伝統芸能伝承活動事業	市の代表又は各種団体からの推薦、指名を受け、市外の行事、大会等の出場に要する交通費及び宿泊費とする。 この場合において、交通費及び宿泊費は、実費又は武雄市職員等の旅費に関する条例の規定により算出した額のいずれ	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、他の関係団体、関係機関等から補助を受ける場合は、当該補助額を補助対象経費から差し引き算出した額とする。	補助対象者1人につき50,000円 ・同一の個人又は団体に対する交付回数は、年1回とする。

		れか少ない額を上限とする。		
--	--	---------------	--	--

様式第1号(第6条関係)

武雄市人づくり・まちづくり事業補助金交付申請書

年 月 日

武雄市長 様

代表者 住所 武雄市
団体名

氏名 印

電話番号 (ー)

年度武雄市人づくり・まちづくり事業補助金の交付を受けたいので、武雄市人づくり・まちづくり事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請します。

氏名・生年月日	氏名 (年 月 日生)				
(未成年者の場合 保護者氏名)	保護者氏名 印				
事業名	区分：人づくり 事業		国内・国外交流 活動事業		スポーツ・文化 活動事業
	区分：まちづく り事業		伝統芸能伝承活動事業		
交流・研修・大 会等開催地名					
交流・研修・大 会等実施名					
期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)				
事業に要する経 費 (交通費・宿泊費)	円				
他の関係団体か ら補助を受けた	円				

額	
補助金交付申請額	円
主催者等名称	電話番号(— —)

添付書類

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 交流・研修計画書日程表(別紙2)
- (3) 参加者氏名(別紙3)
- (4) 主催者等が策定した交流、研修、大会要項等
- (5) 交流、研修、大会等に要する旅費明細書

別紙1

事業計画書

(1)	交流・研修・大会等の実施内容	
(2) 期間		年 月 日 から 年 月 日まで (日間)
(3)	交流・研修・大会開催地名	
(4)	交流・研修・大会等の目的	
(5)	その他 (特記事項)	

別紙2

交流・研修計画書日程表

日程	発着地・滞在地	行程
1		
		(泊)
2		

		(泊)
3		
		(泊)
4		
		(泊)
5		
		(泊)
6		
		(泊)
7		
		(泊)
8		
		(泊)

別紙3

参加者氏名

(代表者名)

氏名	年齢	住所	電話番号	備考

様式第2号(第7条関係)

武雄市人づくり・まちづくり事業実績報告書

年 月 日

武雄市長 様

補助事業者名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた標記の事業が完了したので、武雄市人づくり・まちづくり事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添え、次のとおり報告します。

1 事業名

2 補助金交付決定額 円

3 事業の実施期間

4 添付書類

- (1) 事業精算書又は事業収支決算書
- (2) 事業実績報告書(別紙1)又は事業の成果を表す書類
- (3) 交流・研修実績日程表(別紙2)
- (4) 参加者氏名(別紙3)

別紙1

事業実績報告書

(1)	交流・研修・大会等の実施内容	
(2) 期間		年 月 日 から 年 月 日まで (日間)
(3)	交流・研修・大会開催地名	
(4)	交流・研修・大会等の成果	
(5)	その他 (特記事項)	

別紙2

交流・研修実績日程表

日程	発着地・滞在地	行程
1		
		(泊)
2		
		(泊)
3		
		(泊)

4		
		(泊)
5		
		(泊)
6		
		(泊)
7		
		(泊)
8		
		(泊)